

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 施政方針説明
- 日程第 6 総合計画審査特別委員会の設置について
- 日程第 7 承認第 1号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成25年度上天草市一般会計補正予算（第6号））
- 日程第 8 議案第 1号 上天草市表彰条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 2号 上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 3号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 4号 上天草市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 5号 上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 6号 上天草市姫戸運動広場条例等を廃止する条例の制定について
- 日程第14 議案第 7号 上天草市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第 8号 上天草市準用河川占用料徴収条例及び上天草市港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第 9号 上天草市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び上天草市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第10号 上天草市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第18 議案第11号 上天草市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第12号 上天草市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第13号 上天草市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 2 1 議案第 1 4 号 上天草市大矢野自然休養村管理センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 1 5 号 上天草市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 1 6 号 上天草市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 1 7 号 上天草市立上天草総合病院使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 1 8 号 平成 2 5 年度上天草市一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 2 6 議案第 1 9 号 平成 2 5 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 7 議案第 2 0 号 平成 2 5 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 8 議案第 2 1 号 平成 2 5 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 9 議案第 2 2 号 平成 2 5 年度上天草市斎場特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 0 議案第 2 3 号 平成 2 5 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 1 議案第 2 4 号 平成 2 5 年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 2 議案第 2 5 号 平成 2 5 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 3 議案第 2 6 号 平成 2 5 年度上天草市水道事業会計自己資本金の額の減少について
- 日程第 3 4 議案第 2 7 号 平成 2 6 年度上天草市一般会計予算
- 日程第 3 5 議案第 2 8 号 平成 2 6 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第 3 6 議案第 2 9 号 平成 2 6 年度上天草市診療所特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 0 号 平成 2 6 年度上天草市介護保険特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 1 号 平成 2 6 年度上天草市斎場特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 2 号 平成 2 6 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 3 号 平成 2 6 年度上天草市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 4 号 平成 2 6 年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 3 5 号 平成 2 6 年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 3 6 号 平成 2 6 年度上天草市電気事業特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 3 7 号 平成 2 6 年度上天草市水道事業会計予算
- 日程第 4 5 議案第 3 8 号 平成 2 6 年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
- 日程第 4 6 議案第 3 9 号 上天草市第 2 次総合計画の策定について
- 日程第 4 7 議案第 4 0 号 新市まちづくり計画（新市建設計画）の変更について
- 日程第 4 8 議案第 4 1 号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及

び規約の一部変更について

日程第49 同意第 1号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めること
について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(18名)

議長	堀江 隆臣				
1番	嶋元 秀司	2番	切通 英博	3番	平田 晶子
4番	何川 雅彦	5番	田中 辰夫	6番	宮下 昌子
7番	西本 輝幸	8番	高橋 健	9番	小西 涼司
10番	島田 光久	11番	新宅 靖司	12番	田中 万里
13番	園田 一博	14番	桑原 千知	15番	渡辺 勝也
16番	田中 勝毅	17番	津留 和子		

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	川端 祐樹	副 市 長	尾上 徳廣
教 育 長	藤本 敏明	病 院 事 業 管 理 者	樋口 定信
総 務 企 画 部 長	坂中 孝臣	市 民 生 活 部 長	大谷 達巳
経 済 振 興 部 長	川端 義孝	教 育 部 長	寺本 正和
健 康 福 祉 部 長	静谷 正幸	上天草総合病院事務部長	松本 精史
市長公室長兼総務課長	舛本 伸弘	会 計 管 理 者	井上 和男
水 道 局 長	緒方 雅文	財 政 課 長	坂田 結二
建 設 課 長	小西 裕彰	都 市 整 備 課 長	中田 清治

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	山下 正	局 長 補 佐	原田 和久
参 事	小松野洋己		

開会 午前10時00分

○議長（堀江 隆臣君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成26年第1回上天草市議会定例会を開会いたします。

それでは会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に11番、新宅靖司君、12番、田中万里君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（堀江 隆臣君） 日程第2、会期の決定については、去る1月30日及び2月18日に議会運営委員会が開催され、会期日程などについて協議されておりますので、議会運営委員長からの報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） おはようございます。

平成26年第1回上天草市議会定例会に当たり、1月30日と2月18日に委員会を開催し、調査、審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期日程につきましては、配付しております定例会日程表のとおり、本日2月25日が開会、提案理由説明、3月5日が議案質疑及び委員会付託、6日、7日の2日間が一般質問です。

常任委員会は3月10日、12日、13日の3日間開催することとし、19日を最終日として委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

また、事務局より総合計画審査特別委員会の設置についての説明があり、承認いたしました。2月28日の開催を予定しております。

今回の定例会に付議されます議案等の取り扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等を慎重に審議し、全議案を本会議へ上程することに決定いたしました。

なお、承認第1号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、議案第41号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、及び同意第1号、上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについては、委員会への付託を省略し、3月5日の本会議で審議、採決することに決定いたしました。

次に、追加議案についてです。本日上程される議案のほか、国の補正予算第1号に伴う平成25年度一般会計補正予算（第8号）、工事請負契約の変更の報告及び議案を追加提案予定と

の報告がありました。送付され次第、対応を協議いたします。

以上が議会運営委員会の結果でございます。御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） それでは、お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は委員長報告のとおり、23日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成25年10月分から12月分の例月出納検査結果報告書が監査委員から提出され、議会事務局に保管してあります。必要な方は御閲覧をお願いいたします。

次に、2月7日、全国市議会議長会地方財政委員会が、東京都市センターホテルにおいて開催され、出席いたしましたので御報告いたします。

平成25年度の本委員会要望事項の結果概要についての報告の後、次年度委員会への申し送り事項（案）及び今後の運営について協議し、いずれも原案のとおり決定いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第4、行政報告。

市長から行政報告の申し出がございました。これを許します。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 平成26年第1回定例市議会の開催に当たり、昨年12月以降の行政の主な取り組みについて、その概要を報告申し上げます。

まず、総務企画部門について報告いたします。

上天草市歌がこのたび完成し、議員の皆様には1月の全員協議会で御試聴いただいたところで、今後、市民の皆様にも末永く歌い継がれることを願って、まずは市制施行10周年記念式典でお披露目をし、市歌を通じて、ふるさと意識の高揚と連帯の強化を図り、新しいまちづくりに役立てたいと考えております。

次に、観光振興部門について報告いたします。

本年2月に初の試みとして、第1回上天草トレッキングフェスティバルを開催しました。内容

としましては、菜の花ウォーキングに始まり、白嶽、九州オルレ天草・松島コース、次郎丸嶽・太郎丸嶽、龍ヶ岳、癒しの維和島巡りウォークまでの計6コースに、県内外から約2,000名の参加者があっております。

続きまして、企業誘致の動向については、昨年7月熊本県を立会人として企業進出協定を結ばせていただいた、株式会社フードワークスの水産加工工場の稼働開始が3月に予定されているところです。

次に、健康福祉部門について報告いたします。

消費税率の引き上げに際し、低所得者等に与える負担の影響を緩和するための臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金につきましては、本市においても国の動向を注視しながら、給付事務がスムーズに行えるよう準備を進めているところです。

次に、教育部門について報告いたします。

昨年12月末に、今津中学校の屋内運動場が完成し、体育の授業、部活動にと有効に活用されています。

続きまして、教良木中学校、今津中学校の閉校式が2月23日にそれぞれの学校で挙行されました。

最後に、来る3月9日に開催いたします第42回天草パールラインマラソン大会には、昨年よりも多い4,821人の参加者をお迎えし開催することとなりました。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で行政報告を終わります。

日程第5 施政方針説明

○議長（堀江 隆臣君） 日程第5、市長の施政方針説明。市長から施政方針説明がございますので、御静聴願います。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 議長のお許しをいただきましたので、平成26年3月定例市議会の開催に当たりまして、私の施政に対する方針を申し上げます。

上天草市が誕生して、丸10年が経過しようとしています。昨年には、合併からの課題であった新松島庁舎を建設することができましたのも、市民と市議会議員の皆様方の格別の御理解と御協力のおかげであると、改めて心より感謝申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 資料を準備いたしますので、しばらくお待ちください。資料の準備に少し時間がかかると思いますので、10分ほど休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時20分

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

改めて施政方針の説明がございますので、御静聴お願いいたします。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 資料が間に合っておらず、大変失礼申し上げました。

それでは、施政方針演説をさせていただきたいと存じます。

議長のお許しをいただきましたので、平成26年3月定例市議会の開催に当たりまして、私の施政に対する方針を申し上げます。

上天草市が誕生して、丸10年が経過しようとしています。昨年には、合併からの課題であった新松島庁舎を建設することができましたのも、市民と市議会議員の皆様方の格別の御理解と御協力のおかげであると、改めて心より感謝申し上げます。

さて、我が国経済は、安倍政権による大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢の効果もあり、日本経済は着実に上向いています。政府は6月に閣議決定した日本再興戦略の実行を加速、強化することで、日本経済の成長力を強化し、その成長の果実を全国津々浦々まで届け、企業収益の拡大を賃金上昇、雇用・投資拡大につなげ、消費拡大や投資の増加を通じて、さらなる企業収益の拡大を促すという好循環を実現することとしています。

これらの取り組みにより、強い経済を取り戻しつつ、消費税率引き上げにより財源を確保し、社会保障の充実、安定化を進め、次世代に引き渡していくと同時に、国、地方を合わせた基礎的財政収支について改善を図ることとしています。

また、4月から実施される消費税率の引き上げに際しては、反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り、持続的な経済成長につなげるため、好循環実現のための経済対策が昨年12月に閣議決定され、2月6日に補正予算が成立しました。

以上の取り組みにより、政府はデフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立の実現を目指すこととしています。

本市においても、政府の方針にのっとり、農林水産業や観光産業の育成、雇用の拡大に取り組み、地域経済を活性化し、上天草市においても好循環を実現すべく、三つの基本方針に基づき、平成26年度の予算を編成いたしました。

まず1点目として、地方交付税の減少に耐え得る強固な財政基盤の確立に向け、地方税収入率の向上、各種使用料・手数料の適正化に向けた見直し、市有未利用財産の売却など、あらゆる歳入確保策を講じ、自主財源の増を図ることとしています。

次に2点目として、徹底した無駄の削減はもとより、事業の選択と集中による効率的な行政運営を心がけ、歳出の抑制を図ることとしています。

最後に3点目として、市が実施してきた全ての事務事業について、行政が担うことの必要性を改めて精査し、市民やNPO、企業等でできることは、みずからが取り組めるような体制づくりを市は推進することとしています。

中でも、平成26年度から地方交付税は、平成31年度からの一本算定に向けて、5年間の激変緩和期間に入り、段階的に縮減されます。この厳しい環境の変化を乗り越え、持続可能な産業構造の確立、活力ある自立・交流型の地域社会を目指すために、予算編成の基本方針のもと、本議会において御審議いただく第2次総合計画において、最重点戦略に位置づけている事業に優先的に予算を配分しています。

最重点戦略は、観光需要と観光消費を拡大する事業と、農林水産物の生産・加工・販売を拡大する事業の2事業でございます。

観光需要と観光消費を拡大する事業に取り組み、上天草市の強みを生かしたこれまでの観光振興の取り組みをさらに強化し、観光需要、集客と観光消費のさらなる拡大を目指し、雇用を拡大する産業に発展させていきたいと考えています。

次に、農林水産物の生産・加工・販売を拡大する事業、いわゆる6次産業化の推進に取り組み、市内各地域の農林水産業、商工業を活性化させるために、流通・販路拡大と連動させた売れる生産体制・加工体制を拡大したいと考えています。

以上の考えのもと、当初予算の概要としましては、平成26年度の一般会計の歳入歳出総額は171億8,000万円、前年度比10.3%、16億400万円増となりました。

一般会計を除く、特別会計の歳入歳出総額は、国民健康保険特別会計予算事業勘定ほか8会計の合計で93億7,005万1,000円、前年度比1.8%、1億6,596万4,000円の増額となりました。

一般会計と特別会計の予算総額は265億5,005万1,000円で、前年度比7.1%、17億6,996万4,000円の増額となりました。

なお、水道事業会計予算収益的収支は9億4,656万6,000円、前年度比4.5%、4,083万7,000円の増、上天草総合病院事業会計予算収益的収入は37億9,589万6,000円、前年度比2.9%、1億505万7,000円の増となりました。

今後も限られた財源のもとで最大限の行政サービスを市民の皆様に提供し、活力ある上天草市をつくり上げられるよう、職員一同一丸となって積極的な行政運営を展開してまいり所存でございます。

次に、各部門の方針について申し上げます。

まず、総務企画部門でございます。

近年、局地的な豪雨や台風等による災害が各地で頻発し、住民の生命、財産を守る地域防災力の重要性が増大しています。さらに、首都直下型地震や南海トラフ巨大地震等の発生が予想されている中で、地域防災体制の確立が喫緊の課題となっていることから、地域防災計画の見直し、災害時における通信手段の確保、関係機関連携による防災訓練の実施など、防災力の強化に向けた取り組みを推進してまいります。また、避難場所等整備事業補助金を創設するなど、地域における防災活動を支援してまいります。

第2次総合計画については、従来から進めてまいりました観光を基軸とした産業の活性化を図るに当たり、教育・文化、医療・福祉及び生活環境等分野を充実させ、その相乗効果によって平

成35年度の市内GDPを100億円増加させて、1,300人の雇用を創出し、当市の人口2万9,000人以上を実現しようとするものです。目標達成は決して容易ではございませんが、私は元気な上天草市の実現に向け、日本の元気は上天草市からの意気込みで、行政だけでなく、民間企業を含む市民の皆様の協力を賜りつつ、各戦略の実現に取り組んでまいります。

新姫戸統括支所建設事業につきましては、昨年11月の姫戸地区地域審議会で御審議を賜りましたので、今後は現在実施中のパブリックコメントの手続きを経て、基本実施計画の策定及び地質調査に着手し、次年度後半から本体工事に着工して、平成27年度の完成、供用開始を目指します。

次に、経済振興部門でございます。

農林水産業の振興につきましては、市の再重点戦略としての位置づけをもとに、国、県の補助金を活用した生産基盤の強化や6次産業化の推進に向けた支援に取り組めます。

地域農業の担い手対策については、新規就農者の確保や地域の担い手への農地集積を促進するため、人・農地プラン制度を推進するとともに、新品種や新たな生産技術の導入に向けた各種農業者団体への研修費助成などを実施し、担い手の確保及び育成に努めます。

耕地関係については、現在、地元説明会などを開催している松島町合津地区及び大矢野町京の嶋地区の基盤整備事業の実施に向けた取り組みを、県と連携し推進してまいります。また、農業用ため池については、地域ため池整備事業などを活用した整備による農業用水確保に努めます。

林業振興につきましては、上天草市森林計画に基づき、間伐の推進や市有林の適正な維持管理を進めるとともに、自然景観保全などの公益的機能を有する松林を守るため、天草五橋周辺を重点区域とした松くい虫防除対策を引き続き実施します。

有害鳥獣対策については、地元猟友会に協力いただき、イノシシ捕獲用箱わなの増設や捕獲隊活動による有害鳥獣駆除を強化します。また、イノシシの侵入防止対策では、防護柵や電気柵設置への助成による防除に取り組んでまいります。

水産振興については、水産資源の減少や販売単価の低迷、燃油の高騰、さらには漁業者の減少や高齢化などに対する取り組みとして、魚介類の産卵・生育の場となる藻場再生事業の実施、クルマエビ、タイ、ヒラメ、ガザミなどの種苗放流に継続して取り組みます。

6次産業化にかかわる取り組みにつきましては、農林水産業者みずからが加工・販売を一体的に行う取り組みと、第2次産業、第3次産業者との連携による6次産業化をともに推進し、上天草市産品のブランド化、国内外に向けてのPR、販路拡大を支援してまいります。

商工業の振興につきましては、商工会を初めとした関係団体との連携強化に努め、地域経済の活性化に向けた取り組みに尽力します。

あわせて、海運業の振興についても、本市内航海運業界が抱える船員の高齢化、若手船員の育成などの課題に対する支援策として、昨年度設けた新規船員雇用育成事業補助金のさらなる周知、活用を図っていきます。

企業誘致・雇用創出に係る取り組みについては、上天草の強みである自然環境と食を生かした

誘致活動を前面に押し進めるとともに、企業進出の条件整備として事業用地の確保を図ってまいります。

また、地場産業の振興についても、企業誘致活動とあわせて、市外企業との事業提携等の促進を図ります。前島地区開発については、国の交付金事業を活用して、上天草市の観光交流拠点等の整備を含めた早期雇用機会の創出、地域経済の活性化による市民所得の向上に向けて、全力で取り組んでまいります。

観光振興につきましては、上天草市観光マスタープランに基づき、観光客入り込み数増加につながる事業に鋭意取り組んでいるところです。観光客の消費活動がもたらす経済効果は、観光産業やその関連産業はもちろん、行政区域を超えて地域全体に波及するといわれています。今後、新たな観光拠点となる千巖山・前島開発や観光イベントの開催など、目玉となる取り組みについて積極的に情報を発信して、本市の認知度向上を図り、国内外からの観光客増加を目指します。

また、本市には食や景観など豊富な観光資源がありますが、九州オルレ認定に例を見るように、今後はそれらの資源に付加価値をつけるなどして、より誘客効果が上がる施策を展開してまいります。

次に、建設部門でございます。

上天草市普通建設事業計画に基づき、道路・橋梁の整備として道整備交付金及び社会資本整備総合交付金を活用し、改良事業、舗装事業、橋梁補修事業を計画。また、国道・県道整備の早期実現を目指し、前年度同様、要望活動を継続していくよう計画しております。

交通安全施設の整備としましては、児童生徒の通学時の安全確保による歩道の整備も視野に入れ、ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の整備も行います。

港湾施設の整備としましては、港整備交付金による江樋戸港の改修事業並びに背後地の整備を、平成28年度事業完了を目指し、工事の進捗を図ります。

都市計画・住宅関連につきましては、上天草の良好な景観は市民の共通資産であることから、地域の特色を生かした景観形成に向けた上天草市景観計画の策定に取り組んでまいります。公営住宅につきましては、全棟のうち約70%が築35年以上経過し、施設も老朽化が進んでいますが、市営住宅長寿命化計画をもとに、計画的に既存施設の補修や改修により市営住宅の長寿命化を図ってまいります。

水環境関係では、本市の汚水処理人口普及率が44.4%と県下でも低い水準にありますが、産業の基盤となる公共用水域の水質保全や市民の住環境の向上のために、合併浄化槽の普及促進を図るとともに、下水道への加入推進に取り組んでまいります。

次に、市民生活部門でございます。

市民窓口業務につきましては、昨年度から窓口業務の一部を民間委託したところです。これを機に、住民票・戸籍等の証明書の交付、各種申請書の受け付け、市民税等の納付書の再発行業務や収納事務での対応を通じて窓口サービスの向上を図り、質の高い住民サービスの提供に一層取り組んでまいります。

環境衛生業務につきましては、上天草市環境基本計画、計画期間平成23年度から平成32年度に掲げる「人と海がふれあう環境にやさしいまち上天草市」の実現に向け、美しい海を保全するまちづくりや、ごみを減らし、資源の循環型社会を目指すまちづくりに引き続き重点的に取り組んでまいります。また、ごみを減らし、資源の循環型社会を目指すまちづくりにつきましては、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R運動の取り組み強化を図り、適正かつ効率的なごみ処理体制の整備に努めるとともに、レジ袋削減推進運動及び生ごみ処理機器購入費補助事業も継続してまいります。

生活環境の整備では、有用微生物群（EM菌）を活用し、大矢野川の水質改善を目的とした大矢野川の再生プロジェクトを引き続き実施します。

また、25年度に実施した湯島地区再生可能エネルギー導入可能性調査結果をもとに、上天草市次世代エコ生活推進検討会議において、省エネ・省資源の取り組みの推進及び新エネルギーの利活用等を中心とした次世代のエコライフについて、引き続き検討します。

なお、平成22年度から実施の住宅用太陽光発電システム設置費補助事業については、市民による新エネルギーの利活用を促進するため、継続してまいります。

次に、健康福祉部門でございます。

子ども・子育て支援につきましては、働く家庭における仕事と子育ての両立を支援するための延長保育や放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等の事業を継続的に実施するとともに、子育て支援センターを中心とした子育て、親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、子育て関連情報の提供体制等の充実を図りながら、地域ぐるみで子育てと子育てしやすいまちの基礎づくりを進めます。

障がい者福祉につきましては、平成25年4月1日から一部施行となっていました障害者総合支援法が、平成26年4月1日から完全施行されますので、対象となる障がい者福祉サービスの利用等について、わかりやすい制度周知を図りながら、利用者の立場に立った支援を目指します。

地域福祉につきましては、上天草市地域福祉計画に沿って、社会福祉協議会を初めとした関係団体や関係機関等との連携のもと、長期的な視点に立ち、自助・共助・公助を効率的かつ効果的に推進してまいります。

災害時要援護者対策につきましては、市町村に対して避難行動要支援者名簿を作成することが義務づけられ、その利用等についても明確に示されましたので、避難行動要支援者名簿の拡充を図りつつ、的確な運用等が図られるよう、その体制づくりに努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、最大の課題は健全な財政運営であるため、医療費に見合った国保税収入を確保できるよう、適正な賦課・徴収を行ってまいります。

加えて、特定健診や各種がん検診等の受診により、病気の早期発見や重症化予防に努め、医療機関の適正な受診やジェネリック医薬品の利用促進など、被保険者の皆さんに御協力いただきながら医療費の適正化に努めてまいります。

妊娠・出産は生涯を通じた健康の出発点であり、親と子を統合した健康管理が重要であること

から、妊娠期における健診への支援、出生後は乳幼児健診や予防接種等を通じた継続的な保健指導により、母子の健康増進に取り組んでまいります。

また、若い世代からの健康づくりを推進するために、若い世代の方が健診を受けやすい体制の充実を図るとともに、健診の受診率向上対策を講じ、健診を受けられた方に対しては、個人に応じた保健指導により、生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組んでまいります。

高齢者福祉の推進につきましては、高齢者が在宅や地域における生活を続けるために必要な生活支援として、在宅の要援護高齢者等を対象に転倒予防等の介護予防と、介護家族の負担を軽減し、住宅のバリアフリー化を図るため、住宅改造助成事業をさらに推進してまいります。

介護保険事業につきましては、平成27年度から要支援認定者に対し、市町村事業によりサービスを実施する方向性が示されていることから、サービス提供基盤の強化を図る必要があり、より介護予防に力を入れた取り組みが求められていますので、受け入れ事業所数の増加を図るとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の実施のための体制や介護予防マネジメント体制の整備を進め、一次・二次予防事業の強化を図ってまいります。

また、平成26年度は、平成27年度から29年度までの3カ年の高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画の策定年度であることから、本年4月から実施する日常生活圏域ニーズ調査の結果や本市の実態を反映させ、より住民のための計画とするため、高齢者福祉計画等推進委員会における協議を進め、計画策定に向けて取り組んでまいります。

次に、学校教育部門でございます。

上天草市の児童生徒数は、少子化による影響で学級編制基準に満たないため複式学級となり、小規模校より学級数が少ない過小規模校が11校中3校あり、教職員の配置についてもますます厳しくなっています。子供たちが生きる力を培うことができる学校教育を将来にわたり保障する観点から、学校の適正配置については、地域、保護者の理解を得ながら粛々と進めてまいります。

このような中、学校教育の充実を図るための方策として、子供たちの学力の向上を第一の目標に掲げ、新年度では学校教育指導員を配置し、教員の資質の向上のための指導、また、小学1年生から4年生が英語に親しむ機会をふやすため、英語指導助手を1名増員し、保育園から行っているE-Friendsと連携した英語教育、E-Friendsスクールの充実を進めてまいります。

また、外国の文化や言語に親しむことと同時に、子供たちが自分を育ててくれた上天草市の歴史や文化を学び、郷土を愛する心を末永く持ち続ける教育も、車の両輪のごとく非常に大切なことであります。そのために、ふるさとを大切にすることを育む資料を作成し、年間の指導計画を明確にしなが、具体的に進めていきたいと考えています。

いじめ・不登校問題について、不登校児童生徒の出現率は年々減少傾向にありますが、天草管内の平均より高い数値を示しています。原因はいろいろとありますが、今後も学校と連携を密にし、保護者と子供の気持ちに寄り添いながら登校を促してまいります。

学校教育施設では、校舎や体育館などの耐震化工事は全て完了いたしました。3年前の東日

本大震災により、新たにつり天井等に対する耐震化を行う必要が生じました。これらの工事についても早急に対応する必要があり、設計監理等に伴う費用を新年度予算に計上させていただいております。

次に、社会教育部門でございます。

上天草英語村E-F r i e n d sは、出前講座を主に、キッズクラスや野外活動等を通して、子供たちが本物の英語や異文化に親しむ機会を提供し、国際感覚とコミュニケーション能力の向上支援に取り組みます。

読書推進活動につきましては、市立図書館の蔵書を充実させ、上天草市子ども読書活動推進計画を基本とし、市民の読書活動の推進に努めてまいります。

人権教育につきましては、上天草市人権教育・啓発基本計画に基づき、人権問題の正しい理解と問題解決への積極的な関心と態度を育成するため、人権教育指導員による出前講座を主に、関係機関と連携し、子供から大人までの人権教育の啓発指導に努めてまいります。

文化振興につきましては、自主文化事業のほか、国、県の補助を活用した文化芸術体験事業等実施し、豊かな心と創造性を育み、活力ある地域づくりを推進します。

また、本市の貴重な歴史資産の発掘、保護、活用を適正かつ積極的に行い、地域振興に寄与するよう取り組みます。

スポーツの推進につきましては、体育協会を初め、総合型スポーツクラブ等各種団体の協力のもと、競技力の向上に取り組むとともに、市民がスポーツを生活の一部として楽しむスポーツ文化を推進し、健康で明るい地域づくりを目指してまいります。

また、スポーツ大会・合宿誘致事業は、地元高校や中学生の競技力向上はもとより、地域経済の振興にも大きく期待できる事業であるため、関係部署と連携し積極的に取り組んでまいります。

最後に、水道事業でございます。

平成23年11月より建設中でありました倉江浄水場が昨年3月に完成し、現在、安全・安心な水を安定して供給しているところでございます。今後は、上天草市水道の将来を見据えた計画に基づき、漏水調査、施設の維持管理、老朽管の布設がえを計画的に実施し、大きな課題となっている有収率の向上を目指してまいります。

給水人口の減少に伴う給水収益の減少や浄水場の建設等、多額の投資により厳しい財政状況がありますが、経費の削減、業務の効率化を図り、経営の合理化を進めることにより、水道事業の健全な運営に努めてまいります。これらの諸問題を早急に解決し、合併時からの課題であります水道料金の適正な統一価格の算定に取り組んでまいります。

市民の皆様並びに市議会議員各位におかれましては、より一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、施政方針の説明とさせていただきます。

御清聴いただきまして、ありがとうございました。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、施政方針説明を終わります。

日程第 6 総合計画審査特別委員会の設置について

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第 6、総合計画審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

ここでお諮りいたします。本件については、議案第 39 号、上天草市第 2 次総合計画の策定についてを審査するため、全議員で構成する総合計画審査特別委員会を設置し、これを付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって本件については全議員で構成する総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました総合計画審査特別委員会の正副委員長を報告いたします。委員長を津留和子君、副委員長を桑原千知君。

以上のとおりです。

日程第 7	承認第 1 号	専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成 25 年度上天草市一般会計補正予算（第 6 号））
日程第 8	議案第 1 号	上天草市表彰条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第 2 号	上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議案第 3 号	上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案第 4 号	上天草市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案第 5 号	上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 13	議案第 6 号	上天草市姫戸運動広場条例等を廃止する条例の制定について
日程第 14	議案第 7 号	上天草市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 15	議案第 8 号	上天草市準用河川占用料徴収条例及び上天草市港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 16	議案第 9 号	上天草市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び上天草市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 17	議案第 10 号	上天草市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

- 日程第 1 8 議案第 1 1 号 上天草市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 1 2 号 上天草市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 1 3 号 上天草市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 1 4 号 上天草市大矢野自然休養村管理センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 1 5 号 上天草市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 1 6 号 上天草市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 1 7 号 上天草市立上天草総合病院使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 1 8 号 平成 2 5 年度上天草市一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 2 6 議案第 1 9 号 平成 2 5 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 7 議案第 2 0 号 平成 2 5 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 8 議案第 2 1 号 平成 2 5 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 9 議案第 2 2 号 平成 2 5 年度上天草市斎場特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 0 議案第 2 3 号 平成 2 5 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 1 議案第 2 4 号 平成 2 5 年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 2 議案第 2 5 号 平成 2 5 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 3 議案第 2 6 号 平成 2 5 年度上天草市水道事業会計自己資本金の額の減少について
- 日程第 3 4 議案第 2 7 号 平成 2 6 年度上天草市一般会計予算
- 日程第 3 5 議案第 2 8 号 平成 2 6 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第 3 6 議案第 2 9 号 平成 2 6 年度上天草市診療所特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 0 号 平成 2 6 年度上天草市介護保険特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 1 号 平成 2 6 年度上天草市斎場特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 2 号 平成 2 6 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予

算

- 日程第 4 0 議案第 3 3 号 平成 2 6 年度上天草市公共下水道事業特別会計予算
日程第 4 1 議案第 3 4 号 平成 2 6 年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算
日程第 4 2 議案第 3 5 号 平成 2 6 年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 4 3 議案第 3 6 号 平成 2 6 年度上天草市電気事業特別会計予算
日程第 4 4 議案第 3 7 号 平成 2 6 年度上天草市水道事業会計予算
日程第 4 5 議案第 3 8 号 平成 2 6 年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
日程第 4 6 議案第 3 9 号 上天草市第 2 次総合計画の策定について
日程第 4 7 議案第 4 0 号 新市まちづくり計画（新市建設計画）の変更について
日程第 4 8 議案第 4 1 号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
日程第 4 9 同意第 1 号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（堀江 隆臣君） 日程第 7、承認第 1 号から日程第 4 9、同意第 1 号までの以上 4 3 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 平成 2 6 年第 1 回上天草市議会定例会に提案します議案につきまして、御説明いたします。

今定例会には、専決処分の報告並びにその承認を求めることについての専決処分の承認を求める議案 1 件、上天草市表彰条例の一部を改正する条例の制定など条例議案を 1 7 件、平成 2 5 年度上天草市一般会計補正予算（第 7 号）など予算議案 2 1 件、上天草市第 2 次総合計画の策定についての議案 1 件、新市まちづくり計画（新市建設計画）の変更についての議案 1 件、熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についての議案 1 件、上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについての議案 1 件、計 4 3 議案を提出いたします。各議案の詳しい内容につきましては所管部長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては御審議いただきまして、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、執行部より順次議案内容の説明を求めます。

承認第 1 号及び議案第 1 号から議案第 5 号まで 6 件を総務企画部長。

○総務企画部長（坂中 孝臣君） よろしくお願いたします。承認第 1 号から議案第 5 号までの 6 件について申し上げます。

議案書 1 ページをお願いいたします。

承認第 1 号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、御説明いたします。

専決第 1 号、平成 2 5 年度上天草市一般会計補正予算（第 6 号）について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別冊補正予算書のとおり 2 月 1 7 日付で専決処分をいたしましたので、同

条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

今回の専決は、平成25年度一般職員の人件費に過不足が生じたことに伴い、現予算の人件費の総枠の中で財源を調整するものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出予算といたしまして、10款議会費の人件費は116万円の減額でございます。

15款総務費の人件費は1,800万5,000円の減額でございます。

20款民生費の人件費は133万5,000円の減額でございます。

25款衛生費の人件費は500万円の減額でございます。

35款農林水産業費の人件費は1,070万円の増額でございます。

40款商工費の人件費は321万円の増額でございます。

45款土木費の人件費は1,326万円の減額でございます。

55款教育費の人件費は178万3,000円の減額でございます。

75款予備費は2,663万3,000円の増額でございます。

以上が専決予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、平成25年度一般職員の人件費に過不足が生じたことに伴い、予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案書2ページをお願いします。あわせて、議案説明資料の1ページをお願いします。

議案第1号、上天草市表彰条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

今回の提案は、上天草市表彰条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

この条例は、市の政治、経済、文化、社会その他各般にわたって市政の発展に寄与し、または衆人の模範と認められる行為があった者を表彰し、もって市の自治振興を促進することを目的としております。

しかしながら、第3条におきまして表彰対象となる役職が、市長、市議会議員、区長などに限定されておきまして、その役職に応じた在籍年数をもって表彰することとしており、第3条に規定する役職以外の市民を表彰するには、同条第1項第5号のその他特に功績顕著な者として市長が認めた者に該当させた上で、市長の12年以上と同等以上の功績をもって表彰する必要があることから、各般にわたって表彰が困難な状況でございました。

そこで、第3条に規定する功労表彰については、市民や議会等の信頼を得て在職した期間をもって表彰するものとし、その年数については、役職間の公平性を図る観点から、12年以上を統一した基準とするものでございます。

また、その他のさまざまな分野にわたる功績については、第7条におきまして、功労表彰とす

み分けしたその他の表彰を新たに規定して表彰し、前述の目的の達成を目指していくものでございます。

そして、第9条には功労者の特別待遇として、功労者が死亡した際、祭祀料及び弔詞を贈呈することを規定しておりますが、祭祀料とは神社等におさめる金品であるため、日本国憲法第89条で制限している宗教団体への公金の支出に該当する可能性があり、また、現在、死亡届があった際には、全市民を対象にお悔やみ文を贈呈していることから、第9条の条文を削除するものでございます。

そのほかにも、公平性の観点や法制執務上の解釈により改正するものでございます。

提案理由といたしましては、条例を設け、または改廃するときは、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案書4ページをお願いします。あわせて、議案説明資料の3ページもお願いいたします。

議案第2号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

今回の提案は、附属機関の名称及び特別職の職員で非常勤のものの名称を整理したことに伴い、関係規定を整備するものでございます。

改正の内容といたしましては、条例内の別表第1を変更したもので、まず、表内区分欄を、特別職の非常勤の職種と附属機関との関連性をわかりやすくするために、地方自治法に基づく委員会及び委員や、法律またはこれに基づく政令の定めるところにより置かなければならない附属機関などの区分分けするために、新たに項目を追加いたしております。

次に、職名について、関係条例及び規程等に定める名称との整合性を図るため、固定資産評価審査委員会ほか12件の職名を変更し、国民保護協議会ほか4件の職名を追加いたしました。

あわせて、職の設置がなく、条例等の規定がない等の理由のため、米生産消費情報委員会ほか8件の職を削除し、あわせて各名称に含まれる上天草市の表記を削除いたしました。

この他、表内報酬に関する箇所では、予防接種指定医の報酬支払い要件が変わったことから、BCG予防接種の2欄を削除し、ポリオ集団予防接種を集団予防接種に変更いたしました。

あわせて、本表に掲げる者以外の非常勤職員の報酬額について、日額5,000円であったものを、ほかの非常勤職員の報酬との均衡を考慮して、予算の範囲内で市長が定める額と変更いたしました。

最後に、期日前投票所に従事する投票管理者及び投票立会人の投票時間を3時間繰り上げる場合の報酬額を削除し、備考において、投票時間の繰り下げ及び繰り上げする投票時間数に応じた報酬額の算出について追加いたしました。

提案の理由といたしましては、地方自治法第96条第1項の規定により、本件について議会の議決を経る必要がございます。

御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案書12ページをお願いいたします。あわせて、議案説明資料の12ページをお願いいたします。

議案第3号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をいたします。

今回の提案は、一般職の職員の勤務1時間当たりの給与額について、労働基準法に基づく算出方法に改めることに伴い、関係規定を整備するものでございます。

具体的な算出方法としましては、これまでの計算式に、分子は月額特殊勤務手当など、労働基準法上除外することとされていない手当を含め、分母は1年間の平均所定労働時間を算出する際に、年間の祝日等の日数を除くこととされております。当該日数を熊本県が定めている日数と同じ18日に変更するものでございます。

提案の理由といたしましては、地方自治法第96条第1項の規定により、本件について議会の議決を経る必要がございます。

御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書13ページをお願いいたします。あわせて議案説明資料の13ページをお願いいたします。

議案第4号、上天草市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をいたします。

今回の提案は、新たな特別職の非常勤職員の設置等に伴い、非常勤職員の報酬等の規定を整備するものでございます。

改正の内容としまして、別表1及び別表2を変更するもので、別表1は、法律の定めにより設置されている附属機関を掲げるもののため、新たに防災会議ほか1件を新たに追加し、上天草市地域福祉計画策定委員会を削除するものでございます。

別表2は、本市条例により設置されている附属機関を掲げるもののため、交通安全対策協議会ほか6件を新たに追加するものでございます。

提案の理由といたしましては、地方自治法第96条第1項の規定により、本件について議会の議決を経る必要がございます。

御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案書17ページをお願いいたします。あわせて、議案説明資料の17ページもお願いいたします。

議案第5号、上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をいたします。

本議案の内容は、上天草市が徴収する手数料のうち、狂犬病予防接種手数料につきまして、平成26年4月1日から犬の所有者が予防接種の実施者に直接納入していただくとするものでございます。

提案理由といたしましては、犬の所有者が狂犬病予防接種手数料を予防接種の実施者に直接納

入することとするため、関係規定を整備する必要がございます。

御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第6号より議案第7号を経済振興部長。

○経済振興部長（川端 義孝君） おはようございます。よろしく申し上げます。

議案第6号、上天草市姫戸運動広場条例等を廃止する条例の制定について、御説明させていただきます。

議案書の18ページをお願いしたいと思います。

上天草市姫戸運動広場条例等を廃止する条例の制定についてでございます。

(1) 上天草市姫戸運動広場条例、(2) 上天草市教良木河内山村広場条例、(3) 上天草市教良木河内山村広場体育館条例を廃止するものでございます。

提案理由といたしましては、上天草市姫戸運動広場、上天草市教良木河内山村広場及び上天草市教良木河内山村広場体育館を教育委員会所管の体育施設として管理、使用するため、これらの条例を廃止する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、議案第7号、上天草市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について、御説明させていただきます。

議案書の19ページをお願いしたいと思います。

この条例は、消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、別表第1、係留施設、外郭施設、道路附帯施設用地、野積場等の使用料及び別表第2の砂、砂利、土砂採取料の額を改めるものがございます。

詳細につきましては、市長提出議案説明資料の18ページから20ページの上天草市漁港管理条例の一部を改正する条例新旧対照表のとおりでございます。

提案理由といたしましては、消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、使用料等の額を改める必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第8号を建設課長。

○建設課長（小西 裕彰君） おはようございます。建設課長の小西でございます。よろしく申し上げます。

議案第8号について御説明いたします。議案書の21ページをお願いいたします。

議案第8号、上天草市準用河川占用料徴収条例及び上天草市港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について。

改正内容につきましては、消費税法及び地方税法の一部が改正されることに伴い、準用河川占

用料及び土砂採取料、港湾施設の使用料及び占用料、並びに土砂採取料の額を改めるものでございます。

別冊の議案説明資料 2 1 ページから 2 7 ページをお願いいたします。

改正内容につきましては、新旧対照表に記載のとおりでございます。

また、準用河川占用料徴収条例には加えはありませんが、港湾管理条例 2 4 ページの別表第 1、使用料の岸壁、栈橋、浮棧橋、物揚場及び可動橋、区分の自動車航送船、浮棧橋を使用する者及び 2 7 ページ別表第 2、占用料備考の 4、使用の期間が 1 カ月以上の場合における使用料の額は、この表に定める額に 1 0 8 分の 1 0 0 を乗じて得た額とするを加えます。

施行日につきましては、この条例中、第 1 条の規定は平成 2 6 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 2 6 年 5 月 1 日から施行します。

上天草市準用河川占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置につきましては、改正後の別表第 1 及び別表第 3 の規定は、この条例の施行日以後に占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例によります。改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行日以後の許可に係る土砂採取料について適用し、同日前の許可に係る土砂採取料については、なお従前の例によります。

上天草市港湾管理条例の一部改正に伴う経過措置につきましては、改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行日以後の使用料または占用に係る使用料または占用料について適用し、同日前の使用料または占用に係る使用料または占用料については、なお従前の例によります。改正後の別表第 3 の規定は、この条例の施行日以後の許可に係る土砂採取料について、適用し、同日前の許可に係る土砂採取料については、なお従前の例によります。

提案の理由といたしましては、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられること等に伴い、占用料等の額を改める必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第 9 号から議案第 1 1 号まで 3 件を健康福祉部長。

○健康福祉部長（静谷 正幸君） おはようございます。

議案書の 2 6 ページをお願いいたします。それと議案説明資料 2 8 ページをお願いいたします。

議案第 9 号、上天草市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び上天草市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

この条例は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、条項ずれが生じたため、当該法律の規定を引用している本市の関係条例の規定を改めるものです。

内容といたしましては、議案説明資料 2 8 ページの上天草市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 1 0 条の 2 第 2 号中の「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 1 項」

に、同資料29ページの上天草市重度心身障害者医療費助成に関する条例第2条の表の一部負担金の項中、「第1条」を「第1条の2」に改めるものです。

提案の理由といたしましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、条項ずれが生じたため、関係規定の整備を行う必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の27ページをお願いいたします。

議案第10号、上天草市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、御説明いたします。

上天草市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例は、指定介護予防支援等に関する基準等を定めるものであり、全5章で構成しております。

第1章、総則としまして、趣旨や基本方針等を定めております。第2章から第5章までは、指定介護予防支援の種別ごとに、人員に関する基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、基準該当介護予防支援に関する基準をそれぞれ定めております。

なお、この条例は平成26年4月1日からの施行としております。

提案の理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う介護保険法の一部改正により、介護予防支援に関する基準等を条例で定めることとされたため、条例を制定する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書46ページをお願いいたします。

議案第11号、上天草市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

上天草市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例は、地域包括支援センターの包括支援を実施するために必要な基準を定めるもので、全3条で構成しております。

第1条、趣旨として定義等を定めております。第2条、職員に係る基準及び当該職員の員数として、地域包括支援センターの種別ごとに、職員の員数、人員配置、同条第2項で効果的な運営に支障または地理的条件その他の条件を勘案して、職員の員数等に関する基準をそれぞれ定めております。第3条、その他の事項に係る基準といたしまして、運営等を定めております。

なお、この条例は平成26年4月1日からの施行としております。

提案の理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う介護保険法の一部改正により、地域包括支援セン

ターに関する基準等を条例で定めることとされたため、条例を制定する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時24分

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

議案第12号から議案第16号まで5件を教育部長。

○教育部長（寺本 正和君） おはようございます。

議案第12号、上天草市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案書49ページ、説明資料31ページをごらんください。

上天草市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例。上天草市学校給食共同調理場設置条例の一部を次のように改正する。

学校規模適正化事業の進捗により、教良木中学校が閉校となることに伴い、教良木共同調理場が教良木小学校単独調理場になるため、学校給食共同調理場の設置について削除するものでございます。

この条例は平成26年4月1日から施行します。

提案理由としまして、教良木共同調理場の廃止に伴い、関係規定を整備する必要があります。御審議よろしく申し上げます。

続きまして、議案第13号、上天草市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案書50ページ、説明資料32ページをごらんください。

上天草市奨学金貸与条例の一部を改正する条例。上天草市奨学金貸与条例の一部を次のように改正します。

第1条は、「もって社会に貢献する人材の育成を図る」に改めることにより、貸与目的についての公共性を明確化しております。

第2条は、「上天草市に住所を有する者の子女で、高等学校、高等専門学校、専修（専門）学校、短期大学、大学又は大学院に在学し、学業成績が優秀で、かつ、学資の支弁が困難と認められる者」を、「次に掲げる要件の全てを満たす者」として全て改めまして、同条の各号に対象者の資格を明確化したものでございます。

第3条は、専修（専門）学校の高等課程は高等学校に準じることから、専修（専門）学校を高等課程と専門課程に分け、奨学金の額を改めたものでございます。

第5条は、奨学金の申請書には連帯保証人2人の連署が重要事項でありまして、在籍学校長の

推薦書等の添付資料は規則で定めてあることから、「上天草市奨学金貸与条例施行規則で定める申請書に連帯保証人2人と連署し」に改めました。

この条例は平成26年4月1日から施行します。

また、経過措置として、この条例による改正後の上天草市奨学金貸与条例第2条及び第3条の規定は、この条例の施行の日以後に貸与を受ける奨学生について適用し、同日前に貸与を受けている奨学生については、なお従前の例によることとしております。

提出理由としまして、奨学金の貸与の適正化を図るため、貸与資格者の要件を見直したことに伴い、関係規定を整備する必要があるとございます。

御審議よろしく申し上げます。

続きまして、議案第14号、上天草市大矢野町自然休養村管理センター条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案書の52ページ、議案説明資料の34ページをごらんください。

この条例の一部改正は、物品販売による使用の要望があることから、他の施設と同様に物品販売の使用を許可できるようにするとともに、使用料を掲載している別表を、現状に合わせて整理統合するため関係規定を整備するものです。

内容は、使用の制限、第7条第3号の物品販売目的に関する規定をなくし、上天草市暴力団排除条例第11条の規定に基づき、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき」に改めます。

別表は、大会議室と研修室等の二つ分かれていたものを一つに統合し、備考で規定していた大会議室の利用区分とガス設備の使用、また、給食室の冷暖房設備の設置を予定していることに伴い、給食室の冷暖房使用料を別表に追加して、備考の規定を三つに整理し、営利目的の使用料を他の施設と同様に5倍に相当する金額とするものでございます。

提案理由としまして、上天草市自然休養村管理センターにおいて、物品販売等を目的とした使用を許可すること等に伴い、関係規定を整備する必要がありますので、御審議よろしく申し上げます。

議案第15号、上天草市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案書の54ページ、議案説明資料の36ページをごらんください。

この条例の一部改正は、社会教育法で定められていた社会教育委員の委嘱の規定が、文部科学省令で定める基準を参酌し、地方自治体の条例で定めることとなったため関係規定を整備するものでございます。

内容は、委員の委嘱の基準として、第2条に「委員は、次に掲げる者の中から上天草市教育委員会が委嘱する。第1号、学校教育の関係者。第2号、社会教育の関係者。第3号、家庭教育の向上に資する活動を行う者。第4号、学識経験のある者」を加え、第2条を第3条として委員の

定数のみの規定に改め、以下を1条ずつ繰り下げるものでございます。

提案理由といたしまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の改正により、社会教育委員の委嘱の基準を条例で定める必要がありますので、御審議よろしく申し上げます。

続きまして、議案第16号、上天草市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案の55ページ、議案説明資料の37ページをごらんください。

この条例の一部改正は、教良木河内山村広場体育館及び教良木河内山村広場それぞれの条例で定められていた管理規定を本条例に統合し、管理するため関係規定を整備するものです。

内容は、第2条、第5条の表の項及び別表の地区グラウンド、地区体育館の施設に、教良木河内山村広場体育館及び教良木河内山村広場をそれぞれ加えるものでございます。

提案理由といたしまして、上天草市教良木河内山村広場体育館及び上天草市教良木河内山村広場を教育委員会所管の体育施設として使用するため関係規定を整備する必要がありますので、御審議よろしく申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第17号を病院事務部長。

○上天草総合病院事務部長（松本 精史君） 議案書57ページをお願いいたします。

議案第17号、上天草市立上天草総合病院使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

平成26年4月1日より、消費税及び地方消費税の税率が5%から8%への引き上げに伴いまして、特別室、いわゆる個室料金でございますけれども、使用料を1万500円以内から1万800円以内へ変更するものでございます。

議案説明資料40ページに新旧対照表を記載しておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられるため、特別室の使用料の額等を改める必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第18号を総務企画部長。

○総務企画部長（坂中 孝臣君） 議案第18号、平成25年度上天草市一般会計補正予算（第7号）について御説明をいたします。

皆さんのお手元に説明文を配付させていただきましたので、御説明を申し上げます。なお、50万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ9,856万1,000円を追加し、予算総額を178億7,139万8,000円とするものでございます。

8 ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費について御説明をいたします。

15 款総務費は松島庁舎駐車場整備工事のほか1件、20 款民生費は樋島老人福祉センターキュービクル取りかえ工事ほか2件、35 款農林水産業費は大道漁港水産流通基盤整備事業、40 款商工費は前島開発地区大規模開発に係る設計業務委託、45 款土木費は市道今泉川支線1号線道路維持工事ほか8件、55 款教育費は今津中学校部室解体事業ほか1件、60 款災害復旧費は現年度発生農地等災害復旧事業ほか3件をそれぞれ計上しておりまして、総額4億4,968万2,000円を平成26年度に繰り越す予定としております。

10 ページをお願いいたします。

第3表の債務負担行為の補正は、上天草市例規データベース維持更新業務委託ほか35件、総額2億2,194万9,000円の追加計上でございます。

12 ページをお願いいたします。

平成25年度当初予算におきまして計上しました19件の債務負担行為の補正のうち、窓口業務委託ほか8件につきましては、消費税率の改正に基づき変更するものでございます。

13 ページをお願いいたします。

第4表の地方債の補正は、過疎対策事業債、合併特例債、緊急防災・減災事業債で総額9,450万円を増額し、23億5,156万8,000円とするものでございます。

17 ページをお願いいたします。歳入の主なものについて御説明をいたします。

10 款市税10 項市民税を1,600万円、15 項固定資産税を884万7,000円、20 項軽自動車税を75万5,000円、次のページの40 項入湯税を99万円、それぞれ徴収実績により増額しております。

41 款地方特例交付金10 項地方特例交付金を、確定により148万8,000円増額しております。

45 款地方交付税10 項地方交付税を、確定により4,601万円増額しております。

55 款分担金及び負担金10 項分担金を、農林水産施設災害復旧費に係る受益者の分担金を補助率の増嵩により96万4,000円減額しております。

次のページの同じく15 項負担金を、利用実績、低所得者の増加により397万8,000円を減額しております。

次のページをお願いいたします。

60 款使用料及び手数料15 項手数料を、実績により156万3,000円減額しています。

65 款国庫支出金10 項国庫負担金の民生費国庫負担金を、実績により総額182万9,000円増額しております。

次に、15 項国庫補助金15 目民生費国庫補助金、20 目衛生費国庫補助金、30 目土木費国庫補助金及び40 目教育費国庫補助金を事業費の確定等により総額1,432万7,000円減額しております。

22 ページをお願いいたします。

70款県支出金10項県負担金を事業費の確定等により199万5,000円増額しております。内訳としまして、10目民生費県負担金、25目災害復旧費県負担金をそれぞれ計上しております。

70款県支出金15項県補助金を事業実績等により、総額3,890万2,000円減額しております。内訳は、10目総務費県補助金、15目民生費県補助金、20目衛生費県補助金、25目農林水産業費県補助金及び30目商工費県補助金でございます。

70款県支出金20項委託金は、総額113万1,000円の減額でございます。主に10目総務費委託金でございます。

80款寄附金10項寄附金の501万円の増額は、平成25年度において、これまで寄附されましたふるさと応援寄附金の計上でございます。

85款繰入金15項基金繰入金は、事業実績に応じて総額2,367万1,000円の減額でございます。

95款諸収入10項延滞金、加算金及び過料は、市税延滞金分として、228万5,000円の増額でございます。同じく25項貸付金元利収入416万6,000円の増額は、ふるさと融資として貸し付けた事業者からの償還金でございます。

28ページをお願いいたします。

99款市債10項市債は、各事業の財源を確保するために、総額9,450万円の増額となっております。内訳としましては、55目過疎対策事業債は3,100万円の増額、75目合併特例債は1億3,920万円の増額の計上でございます。95目緊急防災・減災事業債は、国からの地域の元気臨時交付金を充当するため、7,570万円の減額となっております。

31ページをお願いいたします。続きまして、歳出予算の主な内容について御説明をいたします。

今回の歳出予算の補正につきましては、実績見込みによる事務経費の減額補正を主に計上しておりますので、50万円以上を増額する事業を中心に説明をさせていただきます。

10款議会費10項議会費は445万7,000円の減額でございます。

15款総務費10項総務管理費は、36ページをごらんいただきたいと思います。総額7,885万5,000円の減額でございます。

15款総務費15項徴税费は、142万2,000円の減額でございます。

15款総務費25項選挙費は、40ページをごらんいただきたいと思います。総額1,373万円の減額でございます。

15款総務費30項統計調査費は、総額95万1,000円の減額でございます。

20款民生費10項社会福祉費は、44ページをごらんいただきたいと思います。総額6,269万4,000円の減額でございます。

20款民生費15項児童福祉費は、総額2,835万4,000円の減額でございます。

25款衛生費10項保健衛生費は、総額5,952万4,000円の増額でございます。増額となった要因といたしまして、10目保健衛生総務費19節負担金、補助及び交付金で6,144万6,000円を計上しておりますが、これは、済生会みすみ病院への運営補助金でございます。

47ページをお願いいたします。

25款衛生費15項清掃費は、451万円の減額でございます。

35款農林水産業費10項農業費は、総額469万円の増額でございます。主な内訳としまして、30目農地費500万円の増額は、大矢野北部地区広域農道県工事負担金の計上でございます。55目土地改良施設適正化事業費は、国の臨時交付金から一般財源に財源を組み替えるものでございます。

同じく15項林業費は、58万円の減額でございます。

同じく20項水産業費は、372万円の減額でございます。そのうち、25目漁港建設費におきましては、15節工事請負費から13節委託料に100万円を振りかえております。

40款商工費10項商工費は、総額3,686万1,000円を減額しております。

20目観光費18節備品購入費に計上されております291万2,000円は、スパ・タラソの現在の指定管理者が所有している備品を買い取るものでございます。また、メモリアルホール特別会計への財源不足による繰出金60万円も計上しております。

53ページをお願いいたします。

45款土木費15項道路橋りょう費は、補正額はございませんが、事業の進捗状況等により、財源を国の臨時交付金から地方債へ一般財源に組み替えるものでございます。なお、20目橋りょう維持費は、13節委託料から15節工事請負費への振りかえを計上しております。

45款土木費20項河川費は、補正額はございませんが、財源を地方債から国の臨時交付金に組み替えるものでございます。

同じく25項港湾費は、総額1,279万円の減額でございます。15目港湾建設費は、大道港工事請負費の371万円の増額を計上しております。また、姫戸庁舎建設に係る永目港埋め立て関連工事がありますが、平成26年度に改めて計上するために減額するものでございます。

同じく35項住宅費は、総額338万5,000円を減額するものでございます。

50款消防費10項消防費は、総額で1億945万9,000円を減額するものでございます。

55款教育費10項教育総務費は、総額98万1,000円の減額でございます。30目教員住宅管理費は、財源を地方債から一般財源に組み替えております。

同じく15項小学校費は、総額286万5,000円の減額でございます。15目教育振興費は、財源を一般財源からソフト事業を対象とする地方債に組み替えております。

同じく20項中学校費は、総額197万2,000円の減額でございます。

同じく25項社会教育費は、総額368万円の減額でございます。

63ページをお願いいたします。

60款災害復旧費10項農林水産施設災害復旧費は、補助率が上がったことによりまして、一般財源等から国、県支出金への財源組み替えでございます。

65款公債費10項公債費は、ふるさと融資に係る貸付金の返還金を、公債費の特定財源とするための財源組み替えでございます。

70款諸支出金20項基金費は、総額516万6,000円の増額でございます。97目ふるさと応援基金費は、今年度にいただきましたふるさと応援寄附金の総額501万円を計上しております。

75款予備費10項予備費は、総額4億55万9,000円を増額し、4億7,482万5,000円となります。以上が補正予算の概要でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第19号から議案第21号まで3件を健康福祉部長。

○健康福祉部長（静谷 正幸君） 議案書の59ページをお願いいたします。

議案第19号、平成25年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の66ページをお願いいたします。

議案第19号、平成25年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）は、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ2,437万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,251万5,000円とするものです。

歳入歳出予算につきましては、71ページからの事項別明細書で説明いたします。

まず、歳入の主なものといたしまして、10款国民健康保険税1,672万6,000円の増額は、滞納者対策の強化により、滞納繰越分の徴収額が増額となる見込みのためです。

25款国庫支出金15万7,000円の増、30款県支出金42万2,000円の減、35款療養給付費交付金2,161万2,000円の増、37款前期高齢者交付金112万5,000円の減、40款共同事業交付金82万1,000円の減は、それぞれ交付金額の決定及び内定に基づき増減をしております。

55款繰入金につきましては、今年度の税率改定による税収増加と平成24年度からの繰越金が多額であったことから、基金の取り崩しを行わず事業運営が可能となる見込みのため、財政調整基金繰入金を5,000万円、法定分一般会計繰入金である基盤安定繰入金と財政安定支援繰入金の金額が決定したことにより、一般会計繰入金を1,730万5,000円、合計6,730万5,000円を減額するものです。

65款諸収入679万9,000円の増額は、延滞金と第三者納付金等の収入見込みが増えたことによるものであります。

72ページをお願いいたします。

次に、歳出といたしましては、10款総務費129万6,000円の増額は、高齢者医療制度円滑運営事業費といたしまして58万1,000円の増、国保実績調交システムのバージョンアップ費用として99万9,000円の増、その他総務一般管理事業の需用費等の不用額を減額するものです。

15款保険給付費382万9,000円の減額は、出産育児一時金と高額介護合算療養費の不用見込み額です。

30款共同事業拠出金1,013万円の減額は、国保連合会からの決定通知に基づくものです。

35款保健事業費1,160万2,000円の減額は、はり灸費、健康検査費、特定健診・保健指導事業費の事業実施に伴う不用見込み額です。

50款諸支出費3,387万6,000円の増額は、平成24年度の療養給付費等負担金と特定健康診査等負担金の額が確定したことによる国庫及び県への返納金です。

55款予備費3,399万円の減額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものです。

以上が、平成25年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

続きまして、議案書60ページをお願いいたします。

議案第20号、平成25年度上天草市診療所特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の82ページをお願いいたします。

議案第20号、平成25年度上天草市診療所特別会計補正予算（第3号）は、第1条のとおり、予算総額の増減はなく、歳入歳出それぞれ7,100万5,000円であります。歳出予算を補正するものでございます。

次に、第2条につきましては、84ページの第2表債務負担行為の補正のとおり、診療所の施設設備等の平成26年度の契約に係る債務負担行為を補正するものです。

歳出予算につきましては、85ページからの事項別明細書で御説明いたします。

10款総務費146万3,000円の減額は、10目一般管理費の給与、職員手当等、共済費、旅費、負担金、補助及び交付金と、15目研究研修費の旅費の実績見込みによる不用額を減額するものです。

20款予備費146万3,000円の増額は、歳出予算の総額の調整によるものです。

以上が、平成25年度上天草市診療所特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

続きまして、議案書の61ページをお願いいたします。

議案第21号、平成25年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書87ページをお願いします。

議案第21号、平成25年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ1億2,256万円を減額し、予算総額を34億2,532万円とするものです。

今回の補正は、保険給付費及び地域支援事業費の実績見込み等により、保険給付費等の減額に伴う介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金等の公費負担分の減額が主なものでござ

ざいます。

詳細につきましては、90ページからの事項別明細書により説明させていただきます。

歳入につきましては、10款保険料1,311万1,000円の減額は、調定見込みによるものです。

15款使用料及び手数料89万8,000円の減額は、主に地域支援事業サービスの利用料の減によるものです。

20款国庫支出金4,082万4,000円の減額、25款支払基金交付金4,567万7,000円の減額、30款県支出金1,263万8,000円の減額は、それぞれ負担金、補助金、交付金等の見込みにより減額するものです。

45款繰入金は、保険給付費等の減額に伴い、介護給付費繰入金783万3,000円と、地域支援事業繰入金98万5,000円等の合計941万2,000円を減額するものです。

次に、歳出につきまして説明いたします。

10款総務費32万3,000円の減額は、10項総務管理費の制度改正に伴うシステム改修委託料51万3,000円の増と、35項地域包括支援センター運営事業費の介護予防プラン作成委託料82万3,000円の減額が主なものです。

15款保険給付費6,266万6,000円の減額は、介護給付実績見込みにより、10項介護サービス等諸費の3,337万3,000円の減額、15項介護予防サービス等諸費1,564万2,000円の減額、30項特定入所者介護サービス等費の1,365万1,000円の減額によるものです。

45款地域支援事業費719万8,000円の減額は、実績見込みによる10項介護予防事業費376万3,000円の減額と、15項包括的支援事業・任意事業費343万5,000円の減額によるものです。

50款予備費の5,237万3,000円の減額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものです。

以上が、上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第22号を市民生活部長。

○市民生活部長（大谷 達巳君） 議案第22号について御説明いたします。

議案書の62ページをお開きください。

議案第22号、平成25年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の99ページをお開きください。

平成25年度上天草市斎場特別会計補正予算は次に定めるところによるものとし、第1条、歳入歳出予算の補正後の金額は補正前と変わらず、それぞれ2,057万1,000円で、第1表の歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2表債務負担行為の補正は、斎場炉保守点検委託料、斎場炉バーナー設備保守点検委託料ほか1件で、総額98万4,000円の補正でございます。

103ページをお開きください。

今回の補正は、歳出予算の減額に伴い、歳入歳出の予算調整のため予備費の増額を行うものでございます。

歳出の主なものは、10款総務費10目一般管理費11節需用費の燃料費を51万4,000円増額し、13節委託料の斎場管理委託料を8万5,000円減額、15節工事請負費の火葬炉工事の執行残額51万4,000円を減額し、補正総額では7万2,000円を減額し、30款予備費10目予備費を歳入歳出の予算調整といたしまして7万2,000円の追加を行い、予備費の総額を452万2,000円から459万4,000円とするものでございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） ここで昼食のため休憩し、午後の再開を1時といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

議案第23号を経済振興部長。

○経済振興部長（川端 義孝君） よろしく申し上げます。

議案第23号、平成25年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書63ページ、別冊平成25年度上天草市一般会計補正予算書（第7号）の104ページをお願いしたいと思います。

議案第23号、平成25年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第2号）を次のとおり定めるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ323万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,590万9,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、予算書の105ページから108ページのとおりでありまして、105ページの第10款事業収入では、入館料の減額に伴い、一般会計から60万円を繰り入れ、歳出科目の精査を行い、歳入歳出予算の総額を2,590万9,000円とするものでございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、本議案を提出するものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第24号を都市整備課長。

○都市整備課長（中田 清治君） よろしく申し上げます。

議案第24号について御説明いたします。

議案書の64ページをお願いいたします。

議案第24号、平成25年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めるものでございます。

補正予算書の110ページをお願いいたします。

議案第24号、平成25年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、歳出予算のみの組み替えによるものでございますので、予算総額の変更はありません。

111ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費につきましては、10款公共下水道費10項下水道建設費で、合津終末処理場汚泥処理改築工事委託料を3,219万6,000円繰り越すものです。

113ページをお願いいたします。

歳出の補正につきましては、10款公共下水道費15項下水道管理費10目下水道総務管理費につきましては、旅費5万円、需用費の消耗品費を2万2,000円、使用料及び賃借料の自動車リース料を14万4,000円減額し、2,270万9,000円にするものでございます。15目処理場維持管理費につきましては、公課費の自動車税を1,000円減額、4,645万1,000円にするものでございます。

25款予備費10項予備費10目予備費は、21万7,000円増額し、739万7,000円にするものでございます。

以上が歳出の内容でございます。

提案理由としましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第25号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（静谷 正幸君） 議案書65ページをお願いいたします。

議案第25号、平成25年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の114ページをお願いいたします。

議案第25号、平成25年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ835万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,321万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算につきましては、116ページの事項別明細書で御説明いたします。

歳入といたしましては、10款後期高齢者医療保険料488万1,000円の減額は、被保険者数の減少に伴う調定見込みによるものです。

25款繰入金312万3,000円の減額は、保険基盤安定負担金の確定による保険基盤安定繰入金と、はり灸施術助成金の実績見込みにより、その他繰入金を減額するものです。

35款諸収入34万8,000円の減額は、保険料過誤納付還付金等の実績見込みによるものです。

歳出といたしましては、15款後期高齢者医療広域連合納付金769万5,000円の減額は、保険料等負担金の減額と保険基盤安定負担金の確定によるものです。

20款保険事業費30万9,000円の減額は、はり灸施術助成金の実績見込みによるものです。

25款諸支出金34万8,000円の減額は、保険料過誤納付還付金等の実績見込みによるものです。

以上が、平成25年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第26号を水道局長。

○水道局長（緒方 雅文君） よろしくお願いいたします。

議案第26号、平成25年度上天草市水道事業会計自己資本金の額の減少について、御説明いたします。

議案書の66ページ、説明資料の41ページをお開きください。

平成25年度上天草市水道事業会計自己資本金の額を17億6,241万443円減少するため、議会の議決を求めるものでございます。

平成24年度末の自己資本金（固有資本金）36億5,335万6,741円を17億6,241万443円減少し、18億9,094万6,298円とするものであります。また同額を、資本剰余金を増額し、18億9,033万8,512円とするものです。

これは、地方公営企業法の見直しにより、会計基準等の改正が行われたことにより、補助金等で取得した固定資産等の償却制度が改正されることとなり、当市の国庫補助金、県補助金及び工事負担金の資本剰余金を、会計基準等の改正に基づき移行処理を行うものであります。

当市は、平成16年の市町村合併により、補助金等の資本剰余金及び利益剰余金の全額を資本金の自己資本金として、新市の事業開始及び開始貸借対照表を作成されております。このため、自己資本金から移行処理に該当する固定資産に係る国庫補助金、県補助金及び工事負担金相当分を資本剰余金に振りかえるものであります。

提案理由としましては、地方公営企業の自己資本金を減少するには、地方公営企業法第32条第4項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第27号を総務企画部長。

○総務企画部長（坂中 孝臣君） 議案第27号につきましては、別紙で提案理由の説明資料を皆様方に配付しておりますので、これを読み上げまして提案理由の説明にかえさせていただきますと思います。

議案第27号、平成26年度上天草市一般会計予算について、御説明をいたします。

1ページ目をお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171億8,000万円と定めるものとさせていただきます。

第2条、継続費は、地域連携音楽祭事業を27年度までの2カ年にわたって事業実施するもので、26年度は200万円、27年度は500万円で、2年間の合計で700万円の支出とする予算を定めるものとさせていただきます。

第3条地方債は、起債の限度額を15億8,500万円とし、利率、借入先、償還の方法は前年のとおりとさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

歳入の主なものとしまして、10款市税は22億283万4,000円で、前年度比2,616万円の増額となりました。主な要因といたしまして、地籍調査完了に伴う課税標準額の増額及び税制改正により平成25年度からたばこ税の県分の一部が市町村に移譲されたことによるものとさせていただきます。

15款地方譲与税は1億2,900万円で、ガソリン販売量が減少傾向にあることを考慮し、前年度比1,100万円の減額となりました。

25款地方消費税交付金は4億5,460万円で、消費税増税の影響を考慮し、前年度比1億7,460万円の増額となりました。なお、消費税増税に伴う増額分につきましては、社会保障関係経費に充当することとしております。

45款地方交付税は80億3,500万円で、9,500万円の減額となりました。これは、平成26年度地方財政計画における地方交付税1%の減の、本市における普通交付税の激変緩和措置等による影響を考慮して計上したものとさせていただきます。

65款国庫支出金は18億2,335万4,000円で、平成25年度国の補正予算により措置された消費税増税対策としての臨時給付金、前島地区総合開発整備事業補助金等の影響で、前年度比3億4,236万1,000円の増額となりました。

70款県支出金は10億8,572万4,000円で、熊本県緊急雇用創出特別基金事業補助金の縮減等により、前年度比4,686万6,000円の減額となりました。

85款繰入金は13億7,808万1,000円で、前年度比13億442万7,000円の増額となりました。増額の主な要因は、市債繰上償還のための減債基金からの繰り入れ及び姫戸庁舎建設に係る姫戸庁舎建設基金からの繰り入れ等によるものとさせていただきます。

99款市債は15億8,500万円で、主に過疎地域の振興に資するソフト事業、前島地区開発総合整備事業により、前年度比3,060万円の増額でさせていただきます。

次に、歳出の主なものとしましては、10款議会費は1億7,039万7,000円で、主に議員共済組合負担金の減額により、前年度比1,380万3,000円の減額でさせていただきます。

15款総務費は20億3,253万7,000円で、前年度比1億2,241万円の増額でさせていただきます。増額の主な要因は、姫戸統括支所建築工事請負費2億4,408万円の計上によるものとさせていただきます。

20款民生費は54億6,031万7,000円で、前年度比2億9,315万3,000円の増額でさせていただきます。増額の主な要因は、消費税増税対策として臨時福祉給付金1億3,500万円並びに子育て世帯臨時特例給付金3,023万円、障害者自立支援事業に係る介護給付費等5億7,093万7,000円の計上によるもの

でございます。

25款衛生費は14億5,820万円で、前年度比7,148万1,000円の増額でございます。主に天草広域連合清掃費負担金3億4,951万2,000円及び上天草総合病院に係る病院費3億3,489万8,000円を計上しております。

35款農林水産業費は7億8,135万4,000円で、前年度比1,264万円の減額でございます。主に土地改良施設適正化工事2,372万5,000円、有害鳥獣駆除委託料1,040万円、大道漁港水産流通基盤整備事業工事1億9,940万円を計上しております。

40款商工費は7億5,375万6,000円で、主に前島地区開発関連事業並びにスパ・タラソ改修工事関連事業の計上により、前年度比2億1,956万3,000円の増額でございます。

45款土木費は7億865万円で、前年度比9,784万2,000円の減額でございます。主に下水道事業繰出金2億458万6,000円、環状西2号線道路改良工事4,000万円、湊大橋補修補強工事5,200万円、環状北線舗装工事3,000万円、江樋戸港改修工事3,000万円、市営住宅改修工事1,800万円を計上しております。

50款消防費は8億233万4,000円で、主に消防無線デジタル化負担金が1億6,734万3,000円の増額となる一方、天草広域連合消防庁舎負担金が3億6,043万6,000円減額となったことによりまして、前年度比1億9,841万6,000円の減額でございます。

55款教育費は11億2,747万円で、前年度比2,807万1,000円の減額でございます。主に小学校施設非構造部材落下防止工事設計委託料420万円、中学校特別支援教育補助員報酬804万円、大矢野中学校旧体育館跡地整備工事5,500万円、大矢野総合スポーツ公園グラウンド照明安定器取替工事請負費655万9,000円を計上しております。

65款公債費は38億4,237万6,000円で、市債の繰り上げ償還を行うため、前年度比12億5,507万6,000円の増額でございます。

70款諸支出金は728万1,000円で、前年度比55万円の増額でございます。その中で、地域振興基金への積み立て金額の増額が主な要因となっております。

75款予備費は3,364万1,000円の計上となりました。

以上が一般会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

御審議をいただき御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第28号から議案第30号まで3件を健康福祉部長。

○健康福祉部長（静谷 正幸君） 議案書68ページをお願いいたします。

議案第28号、平成26年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書232ページをお願いいたします。

議案第28号、平成26年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億7,031万4,000円と定め、第2条に一時借入金の最高額を4億円と定め、第3条に歳出予算の流用について定めるものでございます。

歳入歳出予算につきましては、238ページの事項別明細書で説明いたします。

歳入の主なものとして、10款国民健康保険税、7億7,130万2,000円、前年度比較374万7,000円の増額であります。平成25年度の税率改定による増額と被保険者数の減少等を見込んでおります。

25款国庫支出金は、14億1,931万1,000円、前年度比較4,564万1,000円の増額であり、一般被保険者に係る療養給付費等が増加すると見込み、それに伴い、医療給付費負担金と財政調整交付金の増加を見込んでおります。

30款県支出金3億593万9,000円、前年度比較712万5,000円の増であり、25款国庫支出金と同様に見込んでおります。

35款療養給付費交付金は2億2,562万2,000円、前年度比較7,609万3,000円の減額であり、退職被保険者数、対象療養給付費等の減少を見込んでおります。

37款前期高齢者交付金は9億4,439万1,000円、前年度比較5,243万3,000円の減額であり、対象療養給付費等の減少を見込んでおります。

40款共同事業交付金は6億3,093万7,000円、前年度比較1,144万7,000円の減額であり、対象医療費の減少を見込んでおります。

55款繰入金は4億6,662万5,000円、前年度比6,292万1,000円の減額であり、財政調整基金繰入金を計上していないため、減少しております。

60款繰越金9,685万円は、独立採算の観点から、一般会計からの法定外繰入金を抑制するとともに、財源不足を補填するため計上しております。

次に、歳出の主なものとして、15款保険給付費32億8,893万6,000円、前年度比較5,571万5,000円の減額であり、1人当たりの医療費は増加傾向にありますが、被保険者数の減少により、給付の総額は減少すると見込んでおります。

17款後期高齢者支援金は5億6,313万1,000円、前年度比1,046万9,000円の増額であり、後期高齢者の医療費の増加に伴い、拠出額が増加すると見込んでおります。

25款介護納付金は2億8,086万1,000円、前年度比669万4,000円の増額であり、介護費用の増加に伴う拠出額の増加を見込んでおります。

30款共同事業拠出金は6億4,859万9,000円、前年度比較309万9,000円の減額であり、これは過去3年間の本市が受けた交付金額や熊本県全体の交付金総額などにより算定し計上しております。

35款保健事業費3,576万9,000円、前年度比565万7,000円の減額であり、特定健診の健診経費等の減額によるものです。

以上が、平成26年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

続きまして、議案書の69ページをお願いいたします。

議案第29号、平成26年度上天草市診療所特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の261ページをお願いします。

議案第29号、平成26年度上天草市診療所特別会計予算は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,548万2,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算につきましては、266ページからの事項別明細書で御説明いたします。

歳入の主なものとしましては、10款事業収入4,417万4,000円は、前年度と比較して、89万6,000円の増額であり、その内訳は、収益事業収入（医科）4,090万9,000円と歯科事業収入326万5,000円となっております。

21款県支出金367万円は、前年度と比較して200万8,000円の増額であり、医療機器の整備に伴う、へき地診療所設備整備費補助金317万3,000円の計上によるものです。

25款繰入金2,326万6,000円は、職員の人件費を初めとした診療所の運営経費の収支不足分を一般会計から補填するものです。

40款市債290万円は、医療機器の整備に伴う過疎対策事業債を計上するものです。

次に、歳出の主なものといたしまして、10款総務費7,461万4,000円は、10目一般管理費として、職員の人件費、診療所の運営経費等3,808万1,000円、15目研究研修費として、医師の医療研修旅費と代診医派遣負担金85万2,000円、それから、20目医療費といたしまして、医薬材料費、歯科診療業務委託料、超音波診断装置を初めとした備品購入費などになっています。

15款公債費66万8,000円は、診療所の施設設備整備に係る地方債の元利償還金を計上するものです。

以上が、平成26年度上天草市診療所特別会計予算の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

続きまして、議案書の70ページをお願いいたします。

議案第30号、平成26年度上天草市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の280ページをお願いいたします。

議案第30号、平成26年度上天草市介護保険特別会計予算は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,922万8,000円と定め、第2条で歳出予算の流用について定めるものでございます。

歳入歳出予算につきましては、286ページからの事項別明細書で御説明します。

歳入につきましては、10款保険料5億6,083万5,000円は、前年度比較1,181万円の増額であり

ます。65歳以上の第1号被保険者に係る特別徴収及び普通徴収の保険料であります。

15款使用料及び手数料10万円は、前年度比2,748万3,000円の減額であります。減額となった理由といたしましては、地域支援事業サービス利用料と新予防給付ケアプラン作成料については、15款で言う使用料及び手数料で収受する金銭とは意味合いが異なるため、本年度より諸収入へ組み替えを行ったことによるものです。

20款国庫支出金9億5,606万3,000円は、前年度比較2,230万2,000円の増額です。介護認定者の増加に伴い、介護給付費の施設分15%、居宅分20%と調整交付金等を計上しております。

25款支払基金交付金9億8,273万円は、前年度比較1,666万円の増額であります。40歳から64歳までの第2号被保険者が負担する介護給付費標準給付見込額の29%相当額を計上しております。

30款県支出金5億1,969万1,000円は、前年度比較766万3,000円の増額であります。介護給付費の施設分17.5%、介護給付費居宅分12.5%と、地域支援事業の介護予防事業分として12.5%、包括的支援事業・任意事業分として19.7%を計上しております。

35款財産収入18万3,000円は、介護給付費準備基金の利息分であります。

45款繰入金4億8,287万3,000円は、前年度比較1,721万1,000円の増額であります。介護給付費及び事務費等の市負担分であります。

60款諸収入2,675万3,000円は、前年度比較2,675万1,000円の増額となっておりますが、地域支援事業サービス利用料と新予防給付ケアプラン作成料を15款使用料及び手数料から組み替えたことによるものです。

次に、歳出につきまして、10款総務費6,828万1,000円は、前年度比較815万6,000円の増額であります。主に、第6期介護保険事業計画策定業務及び認定調査等に要する経費の増額を見込んでおります。

15款保険給付費33億6,698万9,000円は、前年度比較4,879万円の増額であります。主に、介護認定者の増加に伴う居宅介護サービス給付費及び小規模多機能型居宅介護事業所の新設に伴う地域密着型介護サービス等の増加を見込んでおります。

25款基金積立金は、介護給付費準備基金の利息分を計上しております。

35款諸支出金111万5,000円は、第1号被保険者過誤納保険料の還付金を計上しております。

45款地域支援事業費9,265万9,000円は、前年度比1,808万3,000円の増額であります。

主なものは、二次予防事業対象者把握事業等の介護予防事業費及び包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等の包括的支援事業・任意事業費の増額を見込んでおります。

以上が、平成26年度上天草市介護保険特別会計予算の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第31号を市民生活部長。

○市民生活部長（大谷 達巳君） 議案第31号について御説明いたします。

議案書の71ページをお開きください。

平成26年度上天草市斎場特別会計予算を、別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の306ページをお開きください。

平成26年度上天草市斎場特別会計予算は次に定めるところによるものとし、第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,502万5,000円と定めるものでございます。

311ページをお開きください。歳入の内容について御説明いたします。

10款使用料及び手数料10目斎場使用料につきましては、これまでの実績等を参考に、728万2,000円の計上でございます。

15款財産収入10目利子及び配当金は、斎場基金利子としまして1万3,000円の計上でございます。

20款繰入金10目一般会計繰入金では900万円の繰り入れ、10目基金繰入金では856万9,000円を繰り入れし、総額1,756万9,000円の繰入金の計上でございます。

30款諸収入10目雑入では、太陽光発電の売電料、自動販売機等の使用料といたしまして、16万1,000円を計上いたしております。

次に、歳出について御説明いたします。313ページをお開きください。

歳出の主なものにつきましては、斎場の安定運用のため必要な斎場管理嘱託職員4人分の報酬864万円、社会保険料137万円の人件費の計上でございます。

11節需用費の主なものでは、火葬炉などの燃料費に342万6,000円、火葬炉セラミック張りかえなどの修繕費といたしまして、257万1,000円の計上でございます。

13節委託料では、火葬炉などの保守点検委託料といたしまして、133万4,000円の計上でございます。

314ページをごらんください。

15節工事請負費では、1号・2号炉のバーナー取りかえのための火葬炉工事費といたしまして、518万4,000円の計上でございます。

最後に、歳入歳出の予算調整といたしまして、30款予備費に50万円を計上いたしたところでございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第32号を経済振興部長。

○経済振興部長（川端 義孝君） 議案第32号、平成26年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算について御説明いたします。

議案書の72ページ、別冊平成26年度上天草市一般会計特別会計予算書の315ページをお願いしたいと思います。

議案第32号、平成26年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算を次のとおり定めるものとさせていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,185万3,000円とするものとさせていただきます。

予算の内容につきましては、予算書の316ページから325ページとなっております。

歳入の主なものといたしましては、10款事業収入として、入館料を2,440万9,000円、35款繰入金として、一般会計からの繰入金を319万6,000円、メモリアルホール基金繰入金を290万6,000円計上しております。

続きまして、歳出の主なものといたしましては、10款総務費一般管理費として、館長やアテンダント6名の報酬費を1,151万7,000円、光熱水費等の需用費を677万4,000円、浄化槽管理手数料等の役務費を196万6,000円、15款施設費10目施設整備費として、天草四郎メモリアルホール展示改修基本構想策定業務委託料を324万円計上しております。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、本議案を提出するものとさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第33号を都市整備課長。

○都市整備課長（中田 清治君） 議案第33号について御説明いたします。

議案書の73ページをお願いいたします。

議案第33号、平成26年度上天草市公共下水道事業特別会計予算を別冊のとおり定めるものとさせていただきます。

予算書の328ページをお願いいたします。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億375万7,000円と定めるものとさせていただきます。

334ページをお願いいたします。

歳入につきましては、10款国庫支出金15項国庫補助金10目公共下水道国庫補助金5,079万円、15款分担金及び負担金10項分担金10目公共下水道費分担金313万3,000円、20款使用料及び手数料10項使用料10目公共下水道費使用料5,632万9,000円を計上するものとさせていただきます。

335ページをお願いいたします。

25款繰入金10項一般会計繰入金10目一般会計繰入金2億458万6,000円は一般会計から繰り入れ、30款市債10項市債10目公共下水道事業債6,900万円、20目過疎対策事業債1,990万円、40款諸収入10項雑入10目雑入として1万9,000円を計上するものとさせていただきます。

合わせまして、歳入総額4億375万7,000円を計上するものとさせていただきます。

336ページをお願いいたします。

歳出につきましては、10款公共下水道費10項下水道建設費10目下水道建設費9,507万円につきましては、13節委託料として合津終末処理場汚泥処理施設改築工事委託料7,872万円、管

路長寿命化実施設計業務委託800万円、処理場電気設備実施設計業務委託700万円、15節工事請負費として公共柵取付等工事105万円、16節原材料費としてマンホールふた等30万円を計上するものでございます。

337ページをお願いいたします。

15項下水道管理費10目下水道総務管理費3,360万9,000円につきまして、主なものは職員2名分の人件費等で1,877万8,000円、8節報償費として受益者分担金前納報奨金で100万円。

338ページをお願いいたします。

13節委託料として、経営計画策定業務委託料58万8,000円、公営企業会計移行業務委託料、867万円、27節公課費として消費税285万円を計上するものでございます。

15目処理場維持管理費4,845万5,000円は、終末処理場の維持管理に必要な経費を計上するものでございます。

339ページをお願いいたします。

20目管路維持管理費443万3,000円は、マンホール中継ポンプ場の電気料及び水道料等の管理費を計上するものでございます。

340ページをお願いいたします。

20款公債費10項公債費は、元金償還金と利子で2億2,069万円を計上するものでございます。

25款予備費10項予備費は150万円を計上するものでございます。

合わせまして、歳出総額4億375万7,000円を計上するものでございます。

以上が、歳入歳出の内容でございます。

提案理由としましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第34号を建設課長。

○建設課長（小西 裕彰君） 議案第34号について御説明いたします。

議案書の74ページをお願いいたします。

議案第34号、平成26年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

予算書349ページをお願いいたします。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,044万4,000円と定めるものでございます。

予算書353ページをお願いいたします。

歳入につきましては、10款使用料及び手数料10項使用料10目物揚場使用料として352万4,000円、15款繰入金10項一般会計繰入金10目一般会計繰入金692万円、歳入合計としまして1,044万4,000円を計上するものでございます。

次に、歳出であります。15款公債費については地方債元金償還金と利子で1,044万4,000円を計上するものでございます。

予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由であります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第35号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（静谷 正幸君） 議案書75ページをお願いします。

議案第35号、平成26年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書355ページをお願いします。

平成26年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,099万1,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算につきましては、359ページからの事項別明細書で御説明いたします。

歳入の主なものといたしましては、10款後期高齢者医療保険料2億1,262万7,000円は、前年度比較457万7,000円の減額であり、主に被保険者及び所得の減少見込みによるものです。

25款繰入金1億5,754万8,000円は、前年度比較564万3,000円の増額であり、内訳といたしましては、事務費繰入金380万7,000円、保険基盤安定繰入金1億5,282万8,000円及びはり灸施術助成費のその他の繰入金91万3,000円であります。

35款諸収入71万6,000円は、広域連合からの過年度保険料過誤納付還付に係るものであります。

次に、歳出の主なものといたしましては、10款総務費390万7,000円、前年度比較13万1,000円の減額であり、被保険者の資格管理や保険料の徴収に係る事務の経費を計上しております。

15款後期高齢者医療広域連合納付金3億6,545万5,000円は、前年度比較141万3,000円の増額であり、内訳といたしましては、保険料等負担金2億1,262万7,000円と保険基盤安定負担金1億5,282万8,000円であります。

20款保健事業費91万3,000円は、はり灸施術助成の経費を計上しております。

25款諸支出金71万6,000円は、保険料過誤納の過年度還付金等を計上しております。

以上が、平成26年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第36号を総務企画部長。

○総務企画部長（坂中 孝臣君） 議案書76ページをお願いいたします。

議案第36号、平成26年度上天草市電気事業特別会計予算について御説明いたします。

平成26年度上天草市電気事業特別会計予算につきましては、電気事業を開始するに当たり、

売電による事業収入として歳入総額5,295万7,000円、太陽光発電施設リース料4,680万4,000円及び予備費615万3,000円の歳出総額5,295万7,000円を予算計上するものでございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

御審議をいただきまして、御承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第37号を水道局長。

○水道局長（緒方 雅文君） 議案書の77ページをお願いします。

議案第37号、平成26年度上天草市水道事業会計予算について御説明いたします。

平成26年度上天草市水道事業会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊の予算書の1ページをお開きください。

総則第1条、平成26年度上天草市水道事業会計の予算は次に定めるところによるものであります。

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。給水件数1万1,750件、年間給水量245万3,679立方メートル、1日平均給水量6,722立方メートルです。

主要な建設改良事業は、大潟ポンプ場・中央配水池間の送水管布設替工事2,500万円、樋島地区配水管布設替工事700万円でございます。

続きまして、第3条、収益的収入及び支出について説明いたします。

収入・支出ともに9億4,656万6,000円と定めるものでございます。

収入について説明いたします。

第1款水道事業収益第1項営業収益で8億82万8,000円。これは主に水道の使用料金でございます。

第2項営業外収益で1億4,573万5,000円。一般会計からの繰入金と長期前受金戻し入れが主なものでございます。

第3項特別利益は3,000円となっております。前年に比べまして4,000万円程度増額となっておりますが、これは消費税率の改正により給水収益が増額になったことと、会計制度の改正により営業外収益に長期前受金戻し入れ額、国庫補助金等の償却に伴う戻し入れ金を計上したためでございます。

次に、支出について説明いたします。

第1款水道事業費用9億4,656万6,000円。内訳を6ページから記載しておりますのでごらんください。1目の原水及び浄水費で3億223万3,000円、2目配水及び給水費8,918万7,000円、4目総係費8,519万9,000円、8ページの5目簡易水道費475万1,000円、6目減価償却費が3億3,035万2,000円、7目資産減耗費3,874万8,000円でございます。

第2項営業外費用9,315万円。これは主に企業債の支払利息と消費税及び地方消費税でございます。

第3項特別損失が2,000円。

第4項予備費が294万4,000円でございます。

詳細は4ページからの予算実施計画書に載せておりますので、後ほどごらんください。

続きまして、2ページにお戻りください。

第4条資本的収入及び支出について説明いたします。

まず収入でございます。

第1款資本的収入は、第1項企業債7,000万円。第2項から第5項はゼロ円でございます。

次に、支出について説明いたします。

第1款資本的支出4億254万6,000円、第1項建設改良費が1億3,140万6,000円。これは工事費が主でございます。

第2項企業債償還金が2億6,645万2,000円。

第3項過疎債償還金が468万8,000円。

第4項国庫補助金の返還はゼロ円です。

詳細につきましては、10ページ、11ページに載せておりますので、後ほどごらんください。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,254万6,000円は、過年度損益勘定留保資金3億2,419万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額835万1,000円で補填するものでございます。

続きまして地方債でございます。

第5条、記載の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定めるものでございます。

起債の目的は、送・配水管の整備事業、限度額は7,000万円、起債の方法は証書借入れで、利率は3.5%以内と定めるものでございます。

第6条、一時借入金の限度額は、5億円と定めるものでございます。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない経費です。職員給与費8,907万円、交際費5万円となっております。

第8条、他会計からの補助金でございますが、経営基盤確立のため一般会計から補助を受ける金額は8,360万円でございます。

第9条、たな卸資産の購入限度額は1,500万円と定めるものでございます。

4ページから11ページまでは予算実施計画書、12ページ以降にキャッシュフロー計算書と関係資料を掲載しておりますので、後ほどごらんください。

また、最終27ページに地方公営企業会計制度の見直しにより、改正されました地方公営企業会計の主な改正点について記載しておりますが、内容につきましては議案第26号の自己資本金額の減少とあわせまして、本日本会議終了後の全員協議会にて説明させていただきます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定によ

り、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第38号を病院事務部長。

○上天草総合病院事務部長（松本 精史君） 議案書78ページをお願いいたします。

議案第38号、平成26年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊の予算書1ページをお願いいたします。

第1条、平成26年度上天草市立上天草総合病院事業会計の予算は、次に定めるものでございます。

第2条、業務の予定量といたしまして、病院では病床数195床、そのうち療養病床が46床でございます。年間患者数では、入院で6万6,065人、病床利用率に換算いたしますと92.8%を予定しております。外来では、医科で12万1,032人、歯科で4,182人を予定しております。1日平均患者数に換算いたしますと、入院181人、外来で医科492人、歯科17人を予定しております。

主要な建設改良工事といたしまして、医療機械器具及び備品購入といたしまして9億5,442万1,000円。前年度と比較いたしますと6億6,492万1,000円の増額でございます。増額理由としまして、看護学校建設費の計上及びCT撮影装置の高額医療機器の入れかえ等によるものでございます。

続きまして、附帯施設の業務予定量といたしまして、看護学校で学生数定員が1学年40人で、合計120名でございます。

健康管理センターでは、特定健診受診者数1万8,347人、人間ドック数64件、事業所健診受診者655人を予定しております。

次に、訪問看護ステーションでは、医療訪問件数650人、介護訪問件数1,148人、合計1,798人を予定しております。

介護老人保健施設では、入所者数1万7,885人、1日平均49人、利用率に換算いたしますと98%を予定しております。通所者数9,672人、1日平均31人の利用を見込んでおります。

居宅介護支援センターでは、介護・予防計画数670件を予定しております。

教良木診療所では、外来患者数4,392人、1日平均18人を予定しております。

次に、2ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入の第1款病院事業収益37億9,589万6,000円。前年と比べますと2.8%増加いたしまして、金額で1億505万7,000円の増額となっております。内訳は、第1項から第10項まで記載のとおりでございますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

次に、支出でございます。

第1款病院事業費用50億7,368万1,000円。前年と比較いたしまして37.5%、13億8,284万2,000円の増額となっております。この増額理由でございますが、地方公営企業会計制度の変更に伴いまして、特別損失で退職給付引当金及び減価償却費の増加によるものでございます。したがって、新しい地方公営企業会計への変更年度でございますので、赤字予算となっております。

内訳は、第1項から第11項まで記載のとおりでございますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

次の3ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第1款資本的収入の総額は10億6,626万2,000円。前年度と比較いたしますと、看護学校建てかえ、CT撮影装置等の医療機器の購入に伴います整備費の原資でございます企業債の増加によりまして、154.8%と大幅に増加しております。金額に直しますと、6億4,777万7,000円増額でございます。

内訳といたしまして、第1項企業債8億4,480万円。

第2項補助金5,512万5,000円。

第3項出資金1億6,623万7,000円。

第4項固定資産売却代金10万円でございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出の総額で12億7,737万9,000円。前年度と比較いたしますと123.7%の増加で、7億633万2,000円の増額となっております。

内訳といたしまして、第1項建設改良費9億5,442万1,000円。前年比229.7%増加の6億6,492万1,000円の増額でございます。これは、看護学校建てかえ工事及び医療機器等の整備による増加でございます。

第2項企業債償還金3億1,719万8,000円。

第3項投資576万円でございます。

したがって、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億1,111万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金2億1,111万7,000円での補填を見込んでいるところでございます。

第5条でございますが、看護学校建替事業に係ります継続費の総額及び年割額を定めたものでございます。

次の4ページをお願いいたします。

第6条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。

第7条は、一時借入金の限度額は8億円と定めたものでございます。

第8条は、各項間における給与費の流用を定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ、それ以外の経費に流用することのできない経費といたしまして、給与費23億1,948万円、交際費150万円を計上させていただいております。

第10条、一般会計からの負担金及び補助金は3億3,489万8,000円を計上しております。

第11条、たな卸資産の購入限度額は3億6,912万4,000円と定めております。

次ページ以降、附属書類、参考書類を添付しております。今年度から地方公営企業会計制度の変更に伴いまして、キャッシュフロー計算書等を追加しております。

また、予算説明資料で新たに追加されました退職給付引当金等の項目につきましては、項目のところに網かけ印刷しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第2号及び地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第39号から議案第41号及び同意第1号まで4件を総務企画部長。

○総務企画部長（坂中 孝臣君） 議案第39号から同意第1号までの4件につきまして御説明申し上げます。

議案書79ページをお願いいたします。

議案第39号、上天草市第2次総合計画の策定について御説明をいたします。

平成16年度に策定をいたしました上天草市総合計画は、平成25年度末に計画終期を迎えております。加えて、近年の上天草市を取り巻く環境の変化に鑑み、上天草市では新たな視点と将来展望に立ったまちづくり計画が必要であると判断し、上天草市第2次総合計画案を策定しました。

本計画を策定するには、上天草市議会基本条例第8条の規定に基づき、議会の議決を経る必要がございます。御審議いただき、御承認いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案書80ページをお願いします。

議案第40号、新市まちづくり計画（新市建設計画）の変更について、御説明いたします。

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が施行され、地方債を起こすことができる期間の特例が定められました。この特例を適用するために、新市まちづくり計画（新市建設計画）の一部変更が必要であり、また、新市まちづくり計画（新市建設計画）を変更するためには、市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定によりなお効力を有するとされる同法第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を経る必要がございます。

御審議いただき、御承認いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案書81ページをお願いいたします。あわせて、議案説明資料の42ページをお願いいたします。

議案第41号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、御説明いたします。

今回の提案は、熊本県市町村総合事務組合の構成団体であります高遊原南消防組合が平成26年3月31日をもって解散し、同日限りで熊本県市町村総合事務組合から脱退するためのものがございます。

熊本県市町村総合事務組合などの一部事務組合は、一部事務組合の規約を変更しようとする場合は、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合と関係地方公共団体との協議が必要となります。なお、この協議は地方自治法第290条により関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないものと規定されていることから、本件においても熊本県市町村総合事務組合より同文議決の依頼がございました。

提案の理由といたしましては、地方自治法第290条の規定により、本件の協議について議会の議決を経る必要がございます。

御審議いただきまして、御承認いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案書82ページをお願いいたします。

同意第1号、上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて、御説明をいたします。

地方自治法施行規程第17条第3項の規定によりまして、上天草市職員懲戒審査委員会委員を設置しております。5名の委員を任命しているところでございますけれども、その任期が本年3月31日をもって終了することに伴い、新たに5人を任命する必要があるがございますので、今回提出するものがございます。学識経験を有する者として3名、市職員として2名を提案しております。82ページのとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

提案理由としまして、上天草市職員懲戒審査委員会委員を任命するには、地方自治法施行規程第17条第3項の規定により、議会の同意を得る必要がございます。

御承認いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、執行部からの議案内容の説明が終わりました。

これをもって、本日の議事日程は終了いたしました。

あす26日から3月4日までは議案研究のため本会議は休会し、次の本会議は3月5日の午前10時から質疑、委員会付託となっております。

なお、質疑をされる方は、3日月曜日の午後3時までに通告書の提出をお願いいたします。一般質問をされる方は、27日の午後4時までに通告書の提出をお願いします。

また、28日に総合計画審査特別委員会が開催されます。総合計画に関する質疑は本日の午後3時までに提出をお願いいたします。

10分休憩の後、全員協議会を実施いたします。第2委員会室へお集まりいただきたいと思っております。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時13分